

## 議案第6号 二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例制定提案理由

### 【町長】

議案第6号の提案理由を説明いたします。「二宮町地域密着型サービス等運営委員会条例の制定について」ですが、町の附属機関の見直しにより、二宮町地域密着型サービス等運営委員会は、附属機関として整理し、条例で設置することに伴い、本条例を制定するために提案するものです。

内容につきましては、健康福祉部長より説明いたしますので、ご審議の上、議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【健康福祉部長】

ただいま、町長よりご提案申し上げました、議案第6号についてご説明申し上げます。

今回の制定につきましては、町の附属機関の見直しにより、二宮町地域密着型サービス等運営委員会を、条例で設置するものです。

それでは、条例に沿ってご説明させていただきます。

1 ページをお願いいたします。

第1条では、委員会の設置について規定するものです。

第2条では、委員会の所掌事務について規定するものです。

第3条では、委員会の構成について規定するものです。

第4条では、委員の任期について規定するものです。

第5条では、委員会の会長及び副会長について規定するものです。

第6条では、委員会の会議について規定するものです。

2 ページをお願いいたします。

第7条では、意見の聴取について規定するものです。

第8条では、委員の秘密保持について規定するものです。

第9条では、委員会の庶務について規定するものです。

第10条では、委任について規定するものです。

附則です。第1項です。この条例は、平成31年4月1日から施行させていただくものです。

第2項です。経過措置として、この条例の施行の日から、平成32年3月31日までの間に委嘱される委員の任期については、第4条第1項の規定にかかわらず、平成33年3月31日までとするものです。

第3項です。本条例を制定することに伴い、特別職員報酬費用弁償の額並びに支給方法条例の一部を改正するものです。

恐れ入りますが、資料5の新旧対照表をご覧ください。

別表第1、職名の項目、「介護保険運営協議会委員」の次に、「地域密着型サービス

等運営委員会委員」を加えるものです。

以上、ご審議賜りますよう、お願い申し上げます。